

「個人情報」が利用された消費者トラブルにご注意!

個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、生活が大変便利なものになってきている反面、大手企業からの個人情報の流出が次々と明るみに出ています。誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあり、プライバシーに関する不安も高まっています。

【相談事例】過去に契約したレジャー会員権の会員契約が終了していないので、やめるのであれば50万円支払うようにという電話があった。一括では支払えないと言ったところ、分割でもよいがクレジット契約のためにネットワークを購入したことにすると言われ契約してしまっただけで確認したら、会員権の契約をした会社は既に倒産していた。また、支払いも既に終了しているのに、50万円もお金が必要とは到底考えられない。(お答えします) 事例は、過去の契約情報が悪用され、新たな契約の勧誘をされたというものです。勧誘は突然で、他の人が知らないはずの自分の契約情報を知っていたということまで信用してしまいました。相談者もまさかその情報が他の業者の手に渡り新たな契約の勧誘をされたとは想像が付きませんでした。

今回の事例では、契約をしてから8日以内であったため、クーリング・オフできました。事例のように、お

かしいなと思つたら、すぐに消費生活相談窓口相談することが、トラブルを解決するためには大切です。個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月に施行され、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保護するために、個人データの適正な取得や利用目的の明示など民間事業者が最低限守るべきルールが定められました。

また、個人情報は非常に大切なものですから、自分で守ることも必要です。次のことに注意しましょう。

①自分の情報は自分で守るという意識を持つこと。個人情報を問われる機会は意外と多いものです。そのときに、この情報を提供する必要があるのか考えた上で、むやみに提供しないということが大切です。

②個人情報を提供するときには、その使い道などを確認しておくこと。個人情報が思わぬ利用のされ方をしている事業者とのトラブルの原因となることもあります。個人情報を提供するときには、利用目的をしっかりと確認しておくことが必要です。なお、市では毎週水・金曜日に消費生活相談、月・金曜日に悪質商法110番電話を開設しています(いずれも市役所開庁日のみ)。

【問い合わせ】 574-6633

平成18年度 おむつサービス事業について

市では、在宅の高齢者でおむつの必要なかたへ、紙おむつをお届けしています。

【対象者】

- ①要介護4、または要介護5に該当する在宅のねたきり高齢者で常時失禁状態にあるかた
- ②40歳から64歳までのかた
- ③重度心身障害児・者で常時失禁状態にあるかた(障害者施策によるおむつ支給対象者を除く)



【配達日】 毎月25日ころに配達します。

【申し込みに必要なもの】

対象者の①②に該当するかたは、介護保険被保険者証をお持ちください。対象者の③に該当するかたは、障害者手帳をお持ちください。

【問い合わせ】

- 長寿福祉課 (0574-6645) へ
- 岡部福祉健康課 (0585-2214) へ
- 川本福祉健康課 (0583-2532) へ
- 花園福祉健康課 (0584-1123) へ



暮らしのアドバイス相談

■深谷市子どもの虐待防止ホットライン

虐待が疑われる子どもを見つけた場合は、子どもの虐待防止ホットライン(市役所家庭児童相談室内・0574-3000)へご連絡ください。

■L・フォルテ子育て支援軽運動室開放

子育て中のかた、お子さんを一緒に遊ばせたり、情報交換をしたりしませんか?
 とき 毎週水曜日午後1時～4時 ところ L・フォルテ軽運動室
 対象 未就学児とその保護者
 問い合わせ L・フォルテ(0573-4761・火曜日休館)へ

各種無料相談

相談名	内容	とき	ところ	問い合わせ
教育	子どもの非行や不登校、いじめ、家庭内暴力など	電話相談・来所相談ともに毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～正午・午後1時～4時30分 ファックス・Eメールは24時間受け付け フリーダイヤル・0120-4-78374 e-net@city.fukaya.saitama.jp	教育庁舎内教育研究所	学校教育課(教育研究所) 0572-9456
家庭・児童・母子	家庭、育児、不登校などの相談	毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時	市役所家庭児童相談室	児童課 0574-6646
行政相談	行政に関する苦情など	2月15日(水)、3月1日(水) 午前9時～正午 2月16日(木) 午前9時～午後3時 2月16日(木)、3月1日(水) 午前9時30分～11時30分 2月7日(火)、3月7日(火) 午後1時30分～4時	市役所北別館市民相談室 老人福祉センター岡部荘 川本総合支所会議室 花園総合支所会議室	くらしいきいき課 0574-6633 岡部市民環境課 0585-2213 川本市民環境課 0583-2783 花園市民環境課 0584-1122
法律相談	相続、離婚、金銭貸借、商取引などの法律に関すること	毎週火曜日(祝日は除く) 午後1時30分～4時30分 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	相談を希望される場合は、担当課までご連絡ください 老人福祉センター岡部荘	くらしいきいき課 0574-6633 岡部市民環境課 0585-2213
市民相談	市民生活全般	2月2日(水) 午前9時～午後3時 2月17日(金) 午後1時30分～4時 予約制(電話で受け付け) ※定員各日10人 担当=弁護士	花園総合支所会議室	花園市民環境課 0584-1122
消費生活	商品契約に関する苦情など	毎週水曜日・金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午・午後1時～4時 担当=消費生活相談員	市役所北別館市民相談室	くらしいきいき課 0574-6633
悪質商法110番	悪質商法に関する相談およびクーリングオフの仕方など	毎週月～金曜日(祝日は除く) 午前9時～正午・午後1時～4時30分 担当=くらしいきいき課職員	相談を希望される場合は、担当課までご連絡ください 電話により随時受け付け	くらしいきいき課 0574-8527
税務	税理士による税一般に関する相談	2月20日(月) 午前10時～午後4時 担当=税理士会会員	市役所西別館201会議室	市民税課 0574-6637
人権	生活全般で感じた人権上の困りごとや悩みの相談	2月10日(金) 午前10時～正午・午後1時～3時 2月16日(木) 午前9時～正午・午後1時～3時 2月1日(水)、15日(水) 午前9時30分～11時30分 2月7日(火) 午後1時30分～4時	市役所西別館301会議室 岡部総合支所 川本総合支所 花園総合支所	人権政策課 0574-6643 岡部総務課 0585-2211 川本総務課 0583-2781 花園総務課 0584-1121
L・フォルテ相談室	こころやからだ、DVの悩みなど	2月25日(出) 午前11時～午後3時 予約制	L・フォルテ2階研修室B	L・フォルテ 0573-4761
内職	自宅のできるボタンつけなどの仕事の紹介	毎週月曜日=午前10時～正午・午後1時～3時 毎週木曜日=午前10時～正午(いずれも祝日は除く)	産業会館3階商工振興課隣の会議室	商工振興課 0574-6650
結婚	結婚に関する相談、紹介など	2月19日(日)、3月2日(水) 午後1時～3時	深谷コミュニティセンター	社会福祉協議会 0573-6563

相談名	内容	とき	ところ	問い合わせ
エイズ相談(※原則無料・匿名可)	エイズなどに関する相談と血液検査	2月20日(月) 午前10時～11時	深谷保健所	深谷保健所 0571-4626
精神保健福祉相談(※要電話予約)	精神保健福祉に関する相談全般	3月14日(火) 午後1時～2時	深谷保健所	深谷保健所 0571-4626
県民法律相談(※要電話予約)	弁護士による法律相談	毎月第1～第3水曜日 午後1時～4時	県北部地域創造センター(県地方庁舎1階)	県北部地域創造センター 0522-6506
県民相談・交通事故相談	家庭の困りごとや交通事故相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	県北部地域創造センター(県地方庁舎1階)	県北部地域創造センター 0522-6506(県民相談) 0521-7300(交通事故相談)